

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 155 号（諮問第 170 号）

件名：警察署長あてに提出した損害賠償請求書についての一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 6 月 4 日

2 原処分

令和元年 7 月 18 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別表の 1 欄に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求について、同表の 2 欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報を特定し、一部開示とした。

3 審査請求

令和元年 8 月 8 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 11 月 20 日

5 審議会の結論

処分庁が、別表の 2 欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには開示請求の対象となる保有個人情報が適切に特定されることが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件保有個人情報の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

処分庁は、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求に対して、稲沢警察署が管理する別表の文書 1 から文書 7 までを特定して、一部開示決定を行っている。

審査請求人は、審査請求書において、決裁書として開示された文書があるが、平

成 26 年当時の意思決定するための決裁書が開示されなかったので、文書の開示を求めると主張している。

したがって、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件請求対象保有個人情報の特定に対するものであることから、本件請求対象保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件請求対象保有個人情報の特定について

処分庁によれば、平成 26 年 10 月 6 日付けで審査請求人から稲沢警察署長宛てに損害賠償請求と題する文書が提出されたことから、稲沢警察署は今後の対応について検討したところ、稲沢警察署で受理すべきものではないと判断し、同月 9 日に審査請求人に電話にて請求に応じられない旨回答したとのことである。そして、これらの検討や判断は、全て口頭で行ったため、意思決定するための決裁文書は作成していないとのことである。

損害賠償請求と題する文書に対する対応について、文書が提出された平成 26 年当時に口頭で意思決定したため、意思決定するための決裁文書を作成していないとする処分庁の上記の説明が特段不自然、不合理であるとまではいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
私と兄の連名で稲沢警察署長あてに提出した損害賠償請求書について ③文書收受簿、意思決定するための決裁文書及び関連する文書	文書 1 起案文書（平成 27 年 1 月 19 日起案に係る文書番号 126 のもの）
	文書 2 起案文書（平成 27 年 12 月 3 日起案に係る文書番号 2510 のもの）
	文書 3 警察安全相談等・苦情経過票（平成 26 年 11 月 7 日受理に係る整理番号稲沢：H26-330 のもの）
	文書 4 警察安全相談等・苦情経過票（平成 26 年 12 月 22 日受理に係る整理番号稲沢：H26-330 のもの）
	文書 5 警察安全相談等・苦情経過票（平成 27 年 6 月 24 日受理に係る整理番号稲沢：H26-330 のもの）
	文書 6 警察安全相談等・苦情経過票（平成 27 年 11 月 2 日受理に係る整理番号稲沢：H26-330 のもの）
	文書 7 警察安全相談等・苦情経過票（平成 28 年 2 月 3 日受理に係る整理番号稲沢：H26-330 のもの）

